

竹富町津波避難計画

平成30年7月
竹 富 町

目 次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 計画の適用範囲	1
3 計画の修正	1
4 用語の意味	1
5 大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されたとき	2
第2章 防災体制	3
1 防災体制	3
2 職員の連絡・参集体制	3
3 津波警報等の収集・伝達	4
第3章 避難勧告・避難指示（緊急）等の発令	6
1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令、解除の基準	6
2 伝達方法及び担当者	7
第4章 地域の津波避難計画	10
1 想定する津波	10
2 地域ごとの津波避難計画	10
3 災害時要援護者の避難支援	28
4 観光客・旅客等の避難支援	29
第5章 津波対策の教育・啓発	30
1 津波対策の教育	30
2 津波防災意識の啓発	30
第6章 津波避難訓練の実施	31
1 総合防災訓練	31
2 地区の津波避難訓練	31
第7章 施設等の整備	31
1 標識の整備	31
2 津波避難ビルの選定	31
3 津波避難タワーの整備	31
【巻末資料】	
○津波一時避難施設・津波避難ビル一覧	32
○一時避難所	33
○避難所	34
○災害時要援護者優先避難所	35
○避難指示（緊急）、避難勧告等の連絡を必要とする施設一覧	36
○幼稚園・小学校・中学校・教育関係機関の一覧	37
○保育所	37

○福祉施設	37
○公民館	38
○津波浸水予測図、到達時間、津波の高さ等の予測データ	39
○非常持出品リスト	46

第1章 総則

1 目的

本計画は、地震が発生又は津波警報・注意報が発表された直後から、津波が終息するまでの概ね数時間～数十時間の間、津波から住民等の生命、身体の安全を確保するための避難対策を定めることを目的とする。

2 計画の適用範囲

本計画は、津波に関する緊急避難対策のみを適用範囲とする。避難後の応急・復旧対策等については、地域防災計画の定めによるものとする。

3 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

4 用語の意味

本計画において、使用する用語の意味は、次のとおりである。

《用語の意味》

用語	用語の意味等	
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。	
バッファゾーン	浸水予測計算上は浸水しないが、予測の不確実性を考慮して浸水のおそれのある区域として設定する区域である。	
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、バッファゾーンを設けて広い範囲で指定する。	
避難可能範囲	徒歩を前提として、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難することが可能な範囲をいう。歩行速度と避難距離から設定する。	
避難困難地域	津波到達予想時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。	
避難路	避難する場合の主要な道路である。	避難路及び避難経路を総称して、「避難路等」と表す。
避難経路	避難する場合の経路である。	
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所で、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない。	緊急避難場所、避難目標地点及び津波避難ビルを総称して、「避難先」と表す。
緊急避難場所	津波の危険から緊急避難するために、原則として、避難対象地域の外に定める高台の施設や空地等の場所をいう。 市町村が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。	
津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げるのが困難な避難者が緊急に避難する避難対象地域内の建物をいう。	
避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。市町村が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。	
津波ハザードマップ	津波浸水想定区域を地図に示し、必要に応じて緊急避難場所等の付加的な防災関連情報を加えたものをいう。	

5 大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されたとき

津波による災害が予想される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報または津波注意報が気象台から発表される。ただし、マグニチュード8を超える巨大地震と判断される場合には、正しい地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における「最大級の津波を想定して」、大津波警報や津波警報が発表される。この場合、予想される津波の高さは、「巨大」、「高い」という言葉で発表される。また、正確な地震の規模が分かった場合に、予想される津波の高さは、1m、3m、5m、10m、10m超の5段階で発表される。

津波警報が発表された場合、住民は、以下の行動をとることが大切である。

- 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難すること。
- ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難すること。
- 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないようにすること。

《津波警報等の種類と内容》

	予想される津波の高さ		住民の取るべき行動
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震 の場合の 表現	
大津波警報*	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
	10m (5m<高さ≤10m)		
	5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報は特別警報に位置づけられている。

第2章 防災体制

1 防災体制

地震及び津波に対する本町の防災体制は、次のとおりである。

《防災体制》

配 備	配 備 基 準	配 備 要 員
警戒体制	①本町域で震度4が観測された場合。	防災危機管理課3名
災害対策本部設置	第1配備体制 ①本町域で震度4が観測された場合。 ②津波予報区の宮古島・八重山地方に津波注意報が発表されたとき。 ③気象台から大雨・洪水及び高潮注意報が発表されるなど、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、警戒を要するとき。	災害対策本部の設置前における、初動体制、又は設置に至らない災害規模の発生が予想される場合に、防災担当者（防災危機管理課事務局）及び産業振興対策班、まちづくり対策班、水道対策班、各消防団員による災害対策準備体制をとるものとする。
	第2配備体制 ①強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりととして揺れを感じたときで、町長が必要と認める場合。 ②本町域において震度5弱が観測された場合。 ③宮古島・八重山地方に津波警報が発表された場合。 ④本町に気象業務法に基づく暴風、大雨、又は洪水、その他警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。 ⑤暴風、豪雨、地震、津波、その他の異常な自然現象により、町の地域に災害の発生する恐れがあり、警戒を要するとき。 ⑥前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制を取る必要があるとき。	災害対策本部の設置に至らない災害規模の発生又は発生するおそれのある場合、必要に応じ、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部の要員は、情報、連絡を担当する少数の人数をもってあてるものとし、「竹富町災害対策本部・準備・計画体制の所掌事務及び配備（竹富町地域防災計画参照）における配備要員によるものとする。
	第3配備体制 ①八重山地方に気象等に関する特別警報が発表された場合。 ②町全域にわたって風水害等により大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがある場合。 ③宮古島・八重山地方に大津波警報が発表された場合、又は津波警報が発表され町長が必要と認める場合。 ④町域内において震度5以上を観測した場合。 ⑤隣接市町村において震度6弱以上の地震を観測した場合。	災害警戒本までの災害規模及び対策を上回り、町組織全体における応急対策の実施が必要なとき、町長を本部長として全職員をもって組織する災害対策本部を設置する。

※ 配備要員は、災害状況により増減することができる。

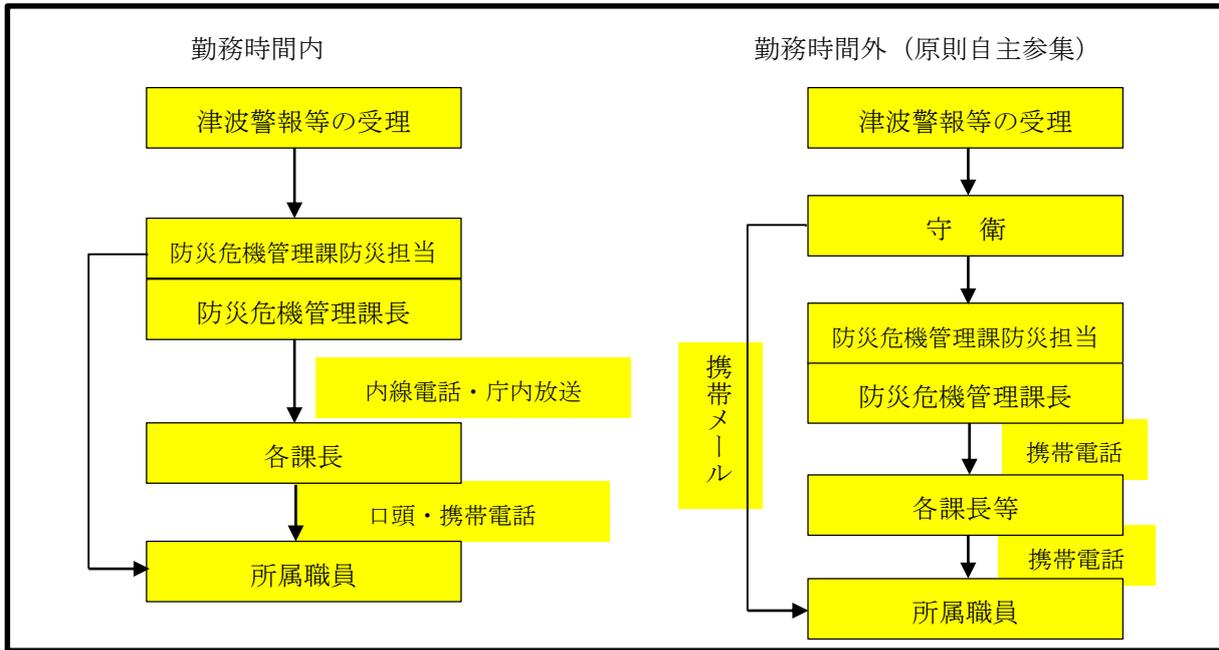
※ 竹富町地域防災計画の災害対策本部・準備・警戒体制の所掌事務及び配備人員を参照する。

2 職員の連絡・参集体制

勤務時間外に津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員（消防団を含む）の連絡・参集体制は「地域防災計画」、「職員初動体制表」に定めるもののほか次による。

なお、地震発生時は職員自らが情報を覚知して自動的に参集を行うことを原則とする。

《職員への連絡方法》

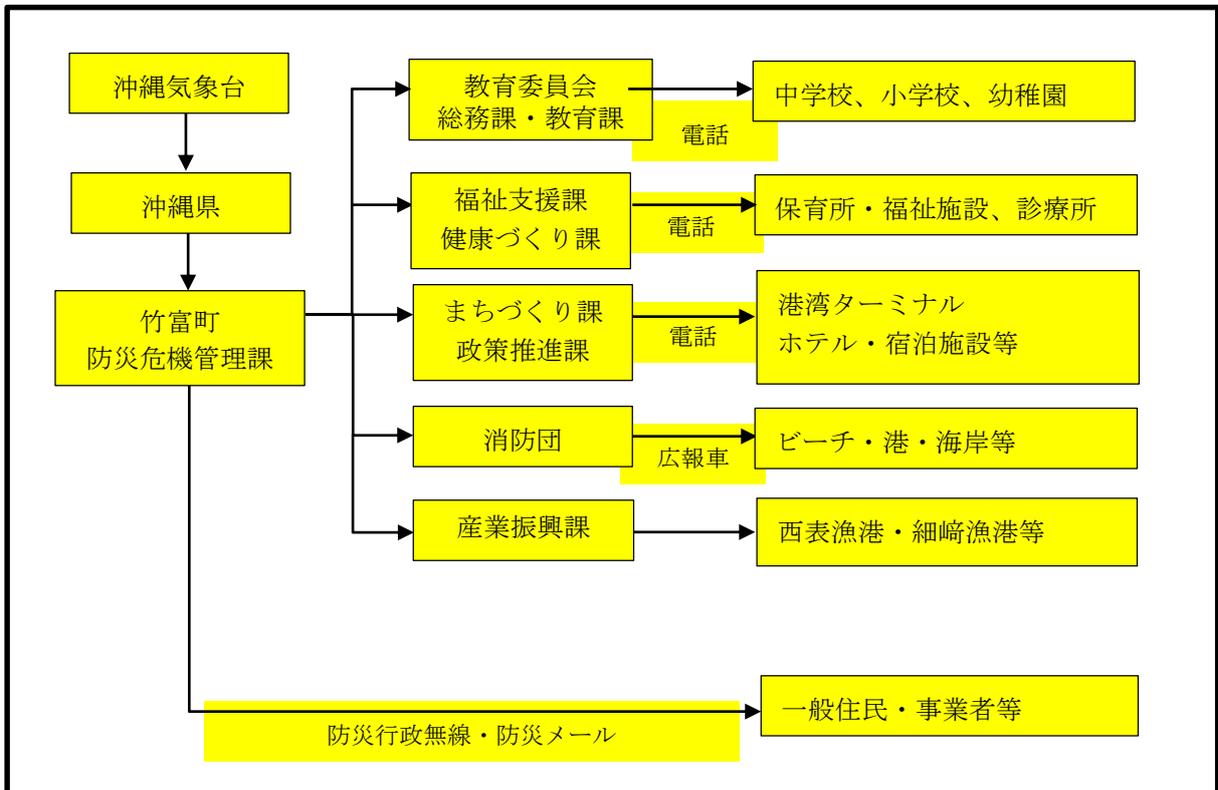


3 津波警報等の収集・伝達

(1) 津波警報等の収集・伝達

津波警報等の収集・伝達は、次のように行う。

《津波警報等の伝達経路》



(2) 海面の監視

大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合、自治会担当者、消防団は、安全を確保した上で次の箇所で海面の監視を行う。

表 海面監視場所と担当

監視場所	連絡手段	担 当
小浜港付近高台	携帯電話	小浜消防分団
波照間漁港付近高台	携帯電話	波照間消防分団
仲間港付近高台	携帯電話	大原消防分団
上原港付近高台	携帯電話	上原消防分団

※津波の安全が確保された場所を設定すること。

第3章 避難勧告・避難指示(緊急)等の発令

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令・解除の基準

(1) 発令基準

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等の発令基準は次のとおりとする。

《避難勧告、避難指示(緊急)等の発令基準》

区 分	基 準
避難準備・高齢者等避難開始 自主避難	① 本町において震度4が観測され、町長が必要と認めたとき ② 遠地地震による津波が到達すると予想される時 ^{注1} ③ 町長が必要と認めたとき
避難勧告	① 震度4程度以上の地震が発生した時 ② 町長が必要と認めた時 ^{注2}
避難指示(緊急)	① 「宮古島・八重山地方」に大津波警報、津波警報、又は津波注意報 ^{注3} が発表されたとき ② 強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は揺れが弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、町長が必要と認めたとき ③ 震度6強以上の地震が発生した時 ④ 町長が必要と認めたとき

注1：津波の到達時間から概ね3時間前までに避難準備・高齢者等避難開始情報を発令するものとする。

注2：津波警報等が入手できない場合など。

注3：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域や地盤の低い区域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。

(2) 解除の基準

①避難指示(緊急)の解除については、当該地域が避難指示(緊急)発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

②浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示(緊急)発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

2 伝達方法及び担当者

避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び解除の住民等への伝達方法及び担当は、次のとおりである。

(1) 町民等への伝達

- ①防災危機管理課が防災行政無線（固定系）及び携帯メール等により伝達する。
- ②消防団が、広報車により巡回し伝達する。ただし、津波到達時刻等を考慮の上、従事者の安全が十分確保されることを前提とした上で実施するものとする。
- ③各消防分団がサイレンを吹鳴する。

(2) 施設への伝達

施設への伝達は次のように行う。

《避難勧告、避難指示（緊急）等の連絡担当と手段》

伝達先	担 当	伝達方法（番号）
竹富小中学校	教育委員会総務課	電話（85-2349）
黒島小中学校	〃	電話（85-4150）
小浜小中学校	〃	電話（85-3154）
大原小学校/おおはら幼稚園	〃	電話（85-5351/85-5553）
大原中学校	〃	電話（85-5352）
古見小学校	〃	電話（85-5350）
船浦中学校	〃	電話（85-6554）
上原小学校/うえはら幼稚園	〃	電話（85-6259/85-6754）
西表小中学校	〃	電話（85-6454）
白浜小学校	〃	電話（85-6359）
船浮小中学校	〃	電話（85-6354）
鳩間小中学校	〃	電話（85-6559）
波照間小中学校/はてるま幼稚園	〃	電話（85-8454/85-8254）
竹富保育所	福祉支援課	電話（85-2343）
黒島保育所	〃	電話（85-4139）
小浜保育所	〃	電話（85-3278）
大富保育所	〃	電話（85-5340）
上原保育所	〃	電話（85-6440）
西表保育所	〃	電話（85-6304）
波照間保育所	〃	電話（85-8314）
小浜ふれあいセンター	〃	電話（84-6333）
波照間保健センター	健康づくり課	電話（85-8125）
南風見苑(民間)	福祉支援課	電話（85-6911）
NPO 法人すむずれの会	〃	電話（85-8580）
竹富港ターミナル（管理者）	まちづくり課	電話（84-5633）

黒島港ターミナル（管理者）	まちづくり課	電話（090-2716-2040）
小浜港ターミナル（管理者）	〃	電話（85-3616）
仲間港ターミナル（船舶会社）	〃	電話（090-7290-4239）
上原港ターミナル（船舶会社）	〃	電話（85-6536）
白浜港ターミナル（管理者）	〃	電話（090-1179-8191）
船浮港東屋（管理者）	〃	電話（85-6654）
鳩間港ターミナル（管理者）	〃	電話（85-6166）
新城上地港東屋（管理者）	〃	電話（090-6860-8575）
波照間漁港ターミナル（管理者）	産業振興課	電話（85-8312）
波照間星空観測センター（管理者）	政策推進課	電話（85-8112）
波照間空港ターミナル（管理者）	まちづくり課	電話（85-8375）
八重山漁協協同組合	産業振興課	電話（82-3268）
竹富町観光協会	政策推進課	電話（82-5445）
竹富町商工会	産業振興課	電話（82-5616）
竹富町役場西表東部出張所	総務課	電話（85-5216）
〃 西部出張所	〃	電話（85-6839）
〃 波照間出張所	〃	電話（85-8428）

※施設ごとに担当を明確にして責任をもって連絡できるようにする。巻末に一覧表を添付してもよい。

（３）不特定多数への伝達

海岸、港湾、観光客等には、次のように伝達する。

- ①ビーチの観光客には、消防団が広報車、拡声器をもって呼びかける。
- ②ホテルの観光客には、産業課からの連絡により、各施設管理者がメガホンで呼びかける。その場合、各施設の敷地内のみならず、施設周辺もあわせて呼びかける。
- ③漁港の作業等には、産業振興課からの連絡により、区長や公民館長、八重山漁業協同組合等を通じて屋外スピーカーや無線等により呼びかける。

（４）避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達文の内容

① 避難指示（緊急）の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、防災竹富町です。
- 大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、〇時〇分に〇〇地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
- ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

② 避難指示（緊急）の伝達文の例（強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、防災竹富町です。

■強い揺れの地震がありました。

■津波が予想されるため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。

■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

③ 避難指示（緊急）の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■こちらは、防災竹富町です。

■津波注意報が発表されたため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。

■海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

第4章 地域の津波避難計画

1 想定する津波

本計画で想定する地震及び津波は、次のとおりである。

想定地震：①八重山地震津波 ②宮古島北方沖地震津波 ③石垣島南方沖津波
 想定する津波の高さ：10m
 津波の到達時間：14分～29分

《竹富町における最大クラスの津波の到達時間及び最大遡上高等》

代表地点	沿岸最大水位	最大遡上高	影響開始時間 ^{注1}	津波到達時間 ^{注2}
波照間漁港	13.1m	23.8m	2分	14分
仲間港	7.6m	11.9m	10分	17分

注1：影響開始時間とは、地震発生から海岸・海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変動（初期水位±20cm）が生じるまでの時間のことをいう。

注2：津波到達時間とは、地震発生から津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時間のことをいう。

※県が実施したシミュレーション結果を用い、津波避難計画の前提条件を明記する。

津波到達時間は、1つに統一してもよいし、地域によって異なる場合は、それぞれ設定を変えてもよい。

2 地域ごとの津波避難計画

地域の避難対象地域、避難困難地域、避難路、避難目標地点・緊急避難場所、津波避難ビルは次のとおりとする。

《地域ごとの津波避難計画》

H30.6. 未現在

避難対象地域	対象人口	うち避難困難地域（居住人口）	避難路・避難経路	避難目標地点（所要時間）	緊急避難場所	津波避難ビル	備考
竹富地区	191世帯 349人	なし		約 分	竹富小中学校	学校校舎	
黒島地区	130世帯 215人	215人		約 分	黒島小中学校	学校校舎	
小浜地区	345世帯 820人	なし		約 分	小浜小中学校	なし	
新城上地地区	10世帯 11人	11人		約 分	新城防災施設	防災施設	
新城下地地区	2世帯 2人	なし		約 分	センター	なし	
豊原地区	93世帯 195人	なし		約 分	児童交流センター	なし	
大原地区	180世帯 307人	なし		約 分	ナーボ山	なし	
大富地区	177世帯 300人	なし		約 分	水タンク周辺高台	なし	
古見地区	32世帯 62人	なし		約 分	古見小学校校舎屋上	学校校舎	
美原地区	17世帯 40人	なし		約 分	美原集落高台	なし	

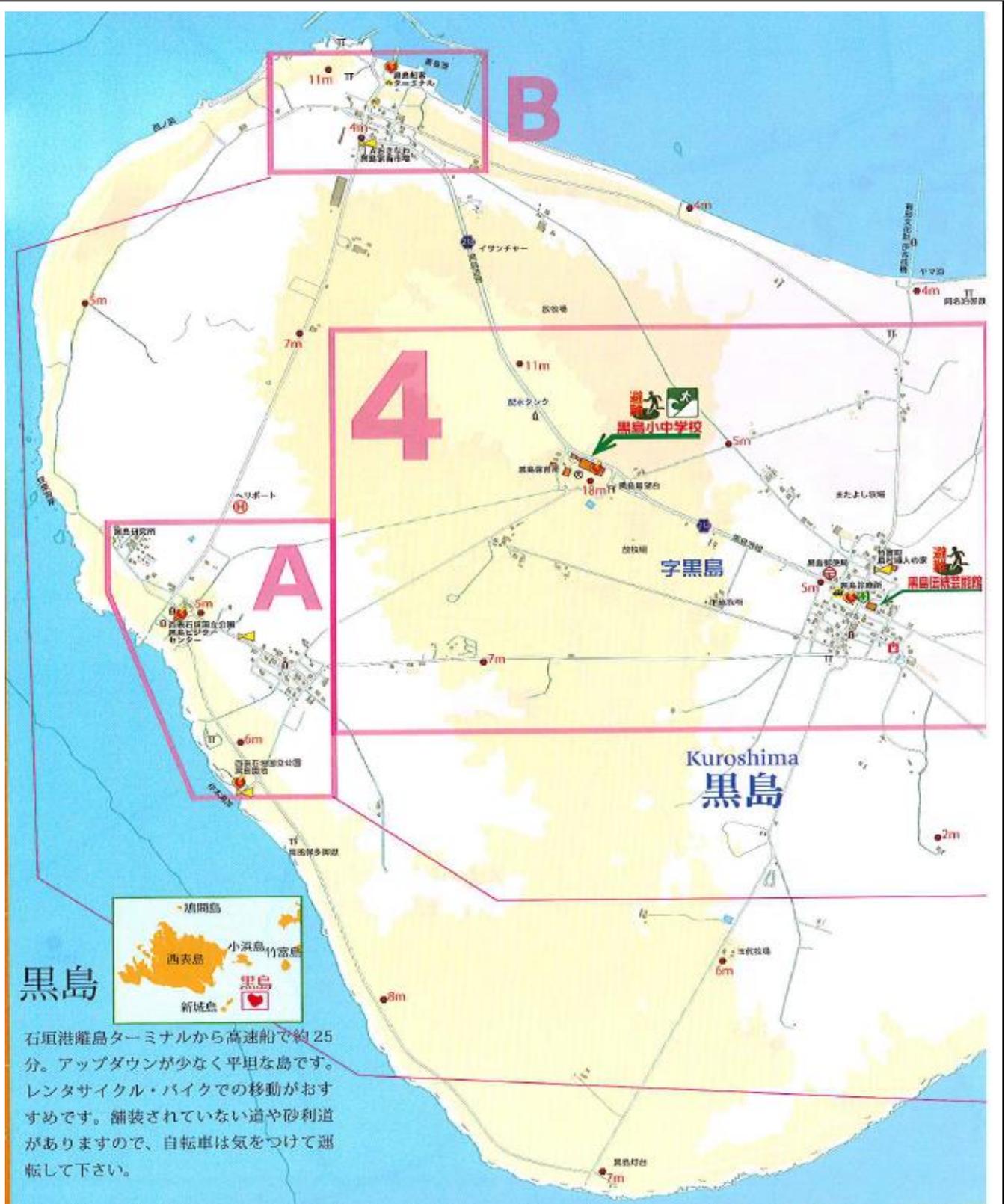
由布地区	16世帯 18人	18人		約 分	美原集落 高台	なし	避難施設等 建設計画中
船浦地区	140世帯 218人	なし		約 分	船浦中 学校	なし	
上原地区	125世帯 234人	なし		約 分	テダ農道 トモ農道	なし	
中野地区	150世帯 248人	なし		約 分	ウリの塔 前	なし	
住吉地区	149世帯 272人	なし		約 分	住吉ハポ ト近高台	なし	
浦内地区	51世帯 109人	なし		約 分	池村農園	なし	
干立地区	62世帯 123人	なし		約 分	金座山	なし	避難道整備 H32完成予定
祖納地区	76世帯 141人	なし		約 分	上村・ 祖納岳	なし	
白浜地区	68世帯 141人	なし		約 分	白浜神社 境内	なし	
船浮地区	28世帯 45人	なし		約 分	集落裏林 道高台	なし	
鳩間地区	42世帯 56人	なし		約 分	中森高台	なし	
波照間地区	274世帯 507人	なし		約 分	波照間小 中学校	なし	

※ 避難困難地域、避難路・避難経路、避難目標地点、避難場所、津波避難ビルを記入した地図を作成し、計画書に添付することが望ましい

《竹富島の避難対象地域（島内全域）、避難困難地域、避難路、避難目標地点、津波避難ビル、一時避難所、避難所、要援護者優先避難所》



《黒島の避難対象地域（島内全域）、避難困難地域、避難路、避難目標地点、津波避難ビル、一時避難所、避難所、要援護者優先避難所》



《小浜島細崎地区の避難対象地域（島内全域）、避難困難地域、避難路、避難目標地点、津波避難ビル、一時避難所、避難所、要援護者優先避難所》



《小浜島集落・加屋真島の避難対象地域（島内全域）、避難困難地域、避難路、避難目標地点、津波避難ビル、一時避難所、避難所、要援護者優先避難所》



《波照間島の避難対象地域（島内全域）、避難困難地域、避難路、避難目標地点、津波避難ビル、一時避難所、避難所、要援護者優先避難所》



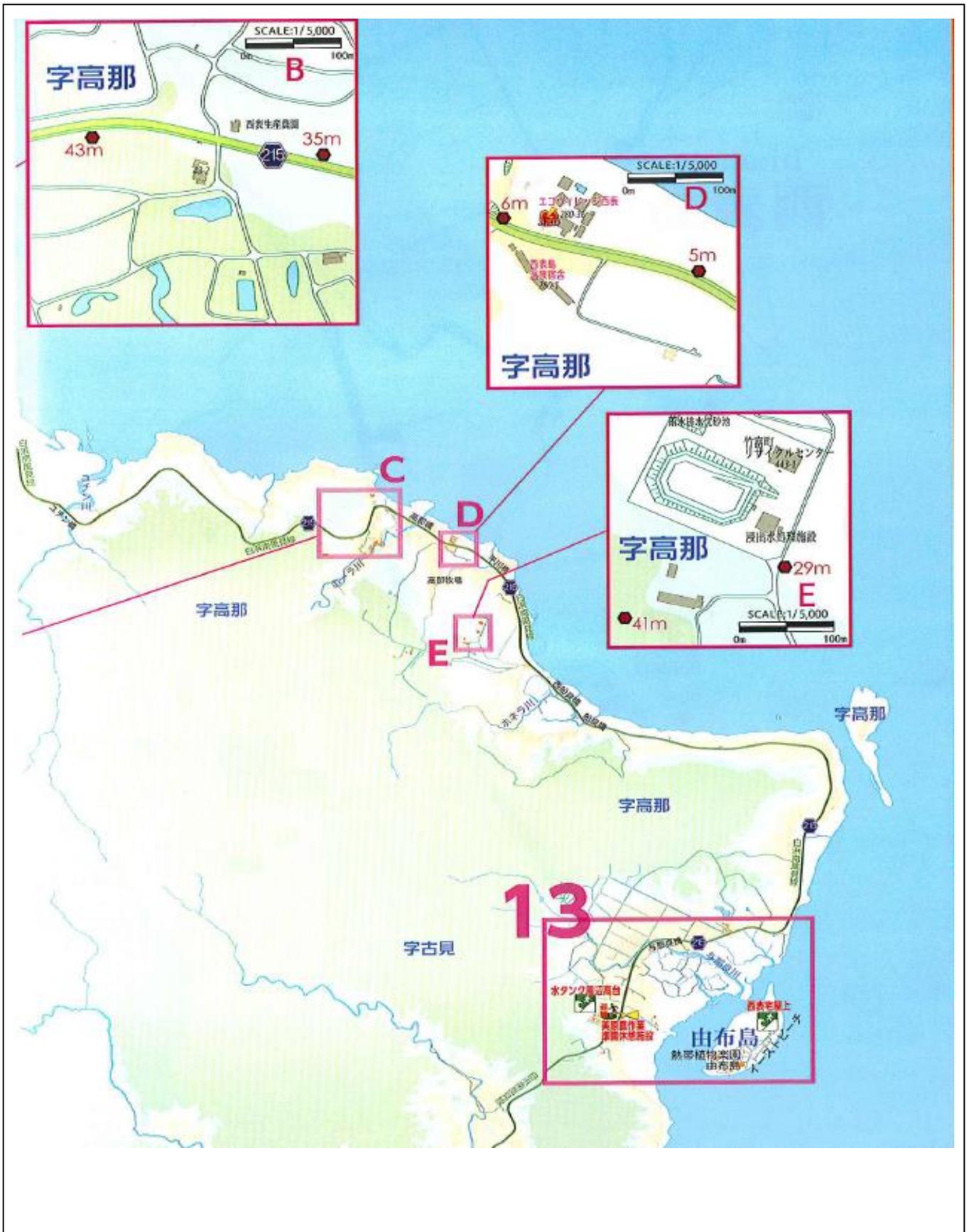
《西表島豊原・大原・大富地区の避難対象地域（島内全域）、避難困難地域、避難路、避難目標地点、津波避難ビル、一時避難所、避難所、要援護者優先避難所》



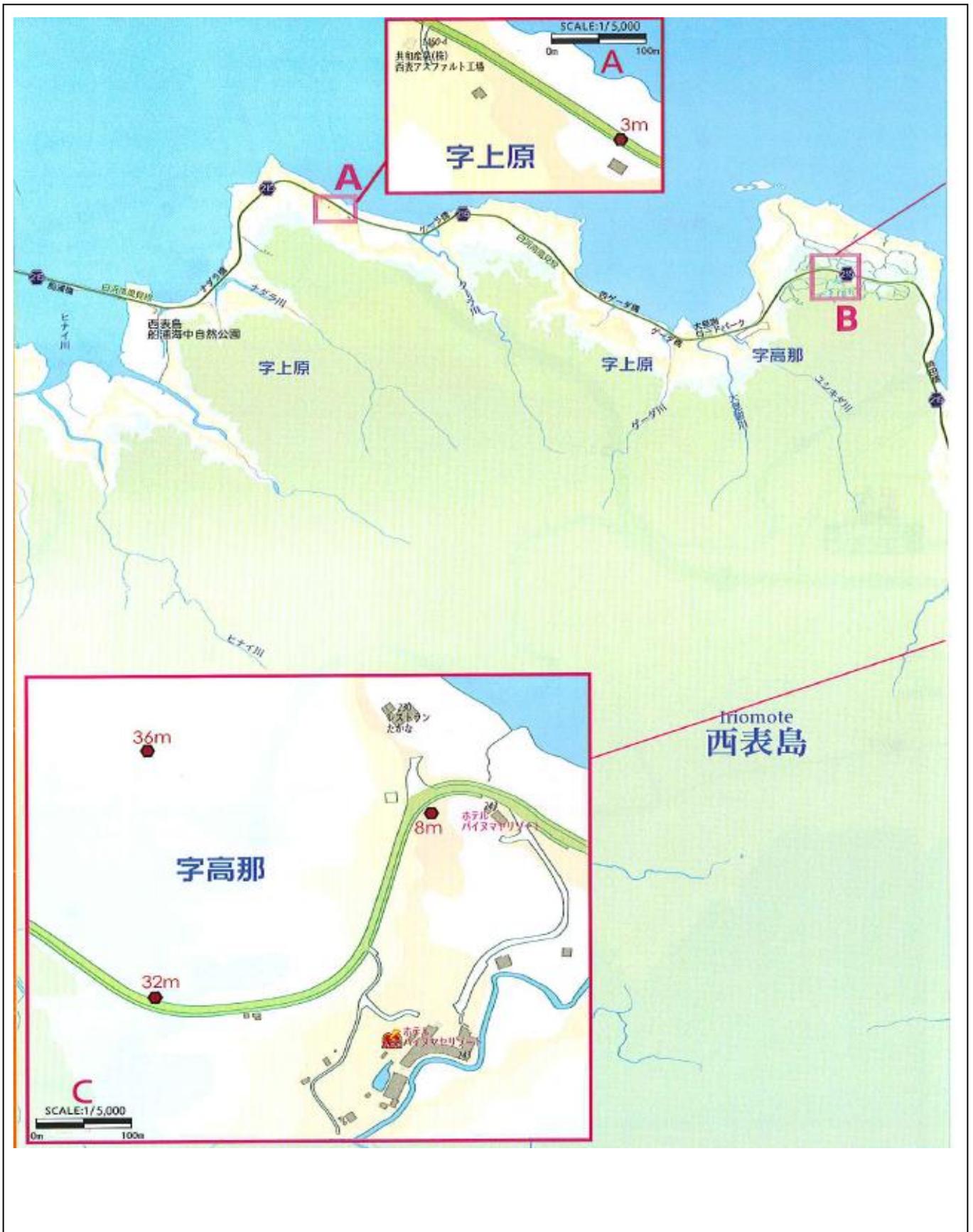
《西表島大富・古見地区の避難対象地域（島内全域）、避難困難地域、避難路、避難目標地点、津波避難ビル、一時避難所、避難所、要援護者優先避難所》



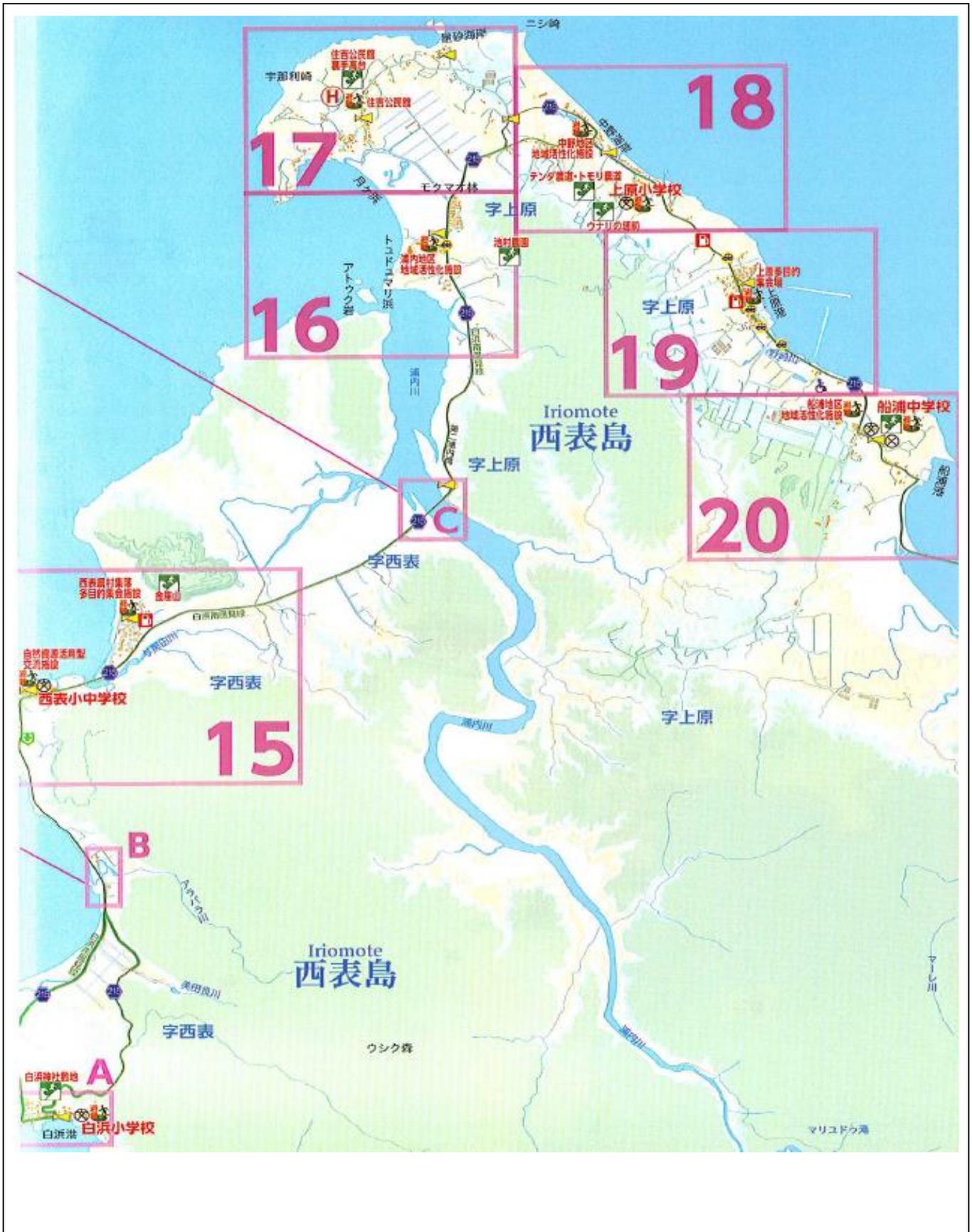
《西表島美原・由布・高那地区の避難対象地域（島内全域）、避難困難地域、避難路、避難目標地点、津波避難ビル、一時避難所、避難所、要援護者優先避難所》



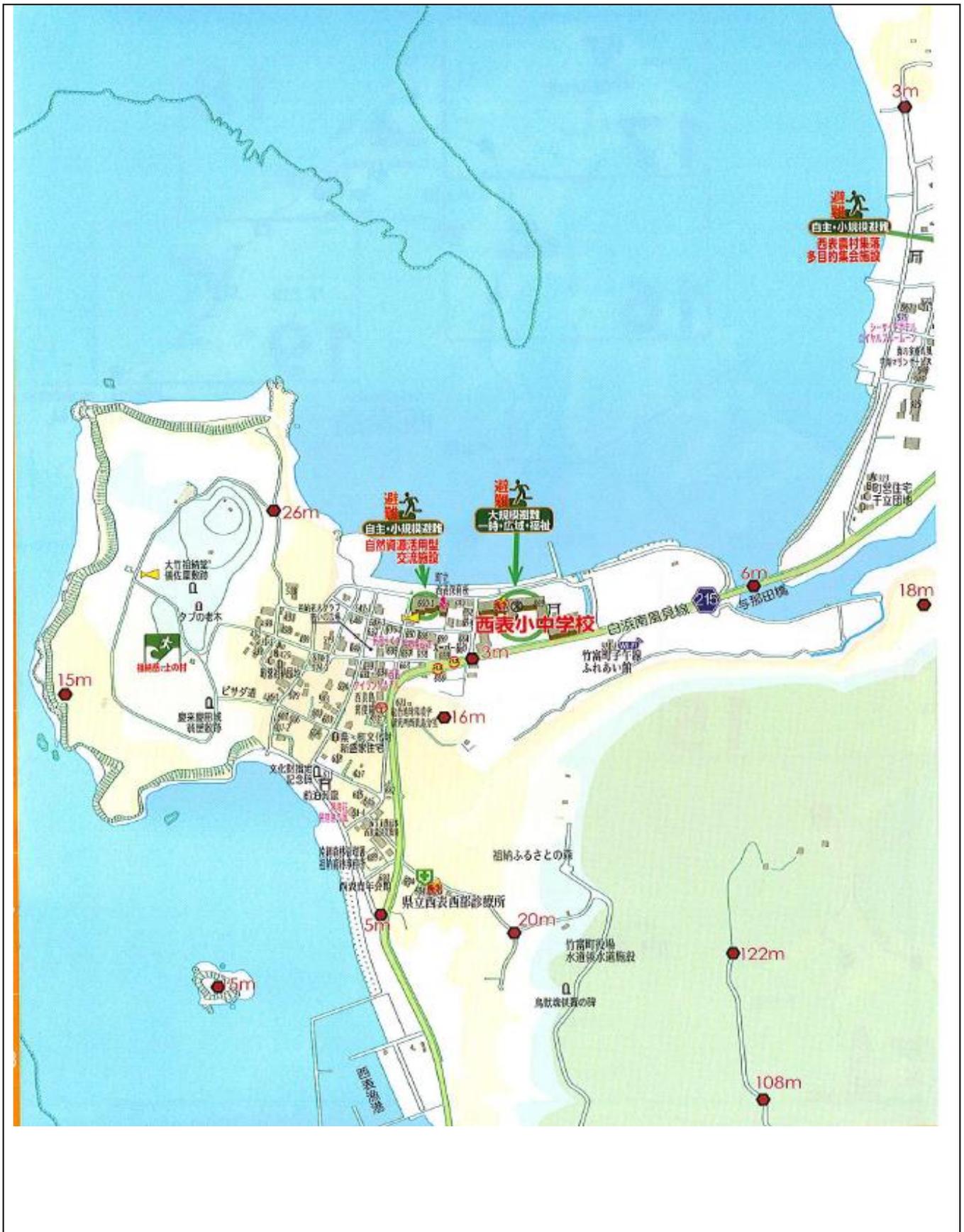
《西表島海中道路手前付近地区の避難対象地域（島内全域）、避難困難地域、避難路、避難目標地点、津波避難ビル、一時避難所、避難所、要援護者優先避難所》



《西表島船浦・上原・中野・住吉・浦内・干立・祖納・白浜地区の避難対象地域（島内全域）、避難困難地域、避難路、避難目標地点、津波避難ビル、一時避難所、避難所、要援護者優先避難所》



《西表島干立・祖納地区の避難対象地域（島内全域）、避難困難地域、避難路、避難目標地点、津波避難ビル、一時避難所、避難所、要援護者優先避難所》



《西表島白浜地区・外離島の避難対象地域（島内全域）、避難困難地域、避難路、避難目標地点、津波避難ビル、一時避難所、避難所、要援護者優先避難所》



《西表島船浮地区の避難対象地域（島内全域）、避難困難地域、避難路、避難目標地点、津波避難ビル、一時避難所、避難所、要援護者優先避難所》



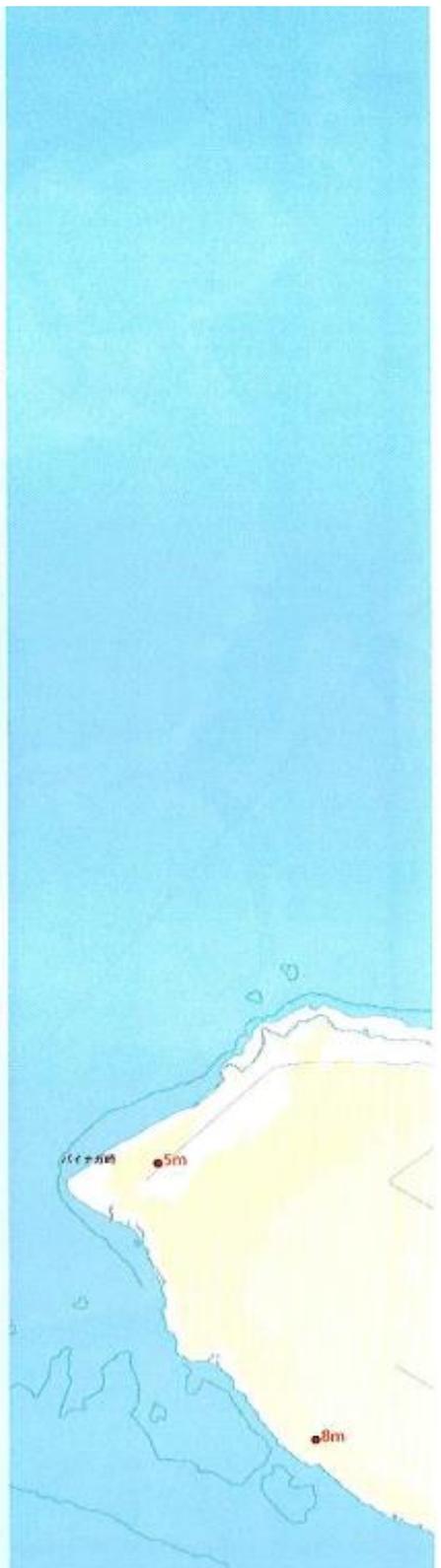
《西表島網取地区の避難対象地域（島内全域）、避難困難地域、避難路、避難目標地点、津波避難ビル、一時避難所、避難所、要援護者優先避難所》



《鳩間島の避難対象地域（島内全域）、避難困難地域、避難路、避難目標地点、津波避難ビル、一時避難所、避難所、要援護者優先避難所》

鳩間島

石垣港離島ターミナルから高速船で約40分。徒歩で十分に周れる広さです。レンタサイクルあり。集落内以外は、道が舗装されていませんので、自転車は気をつけて運転して下さい



3 災害時要援護者の避難支援

避難対象地域内の災害時要援護者の支援は、次のように行う。

(1) 災害時要援護者施設

災害時要援護者施設の避難計画は、次のとおりである。

《災害時要援護者施設の津波避難計画》

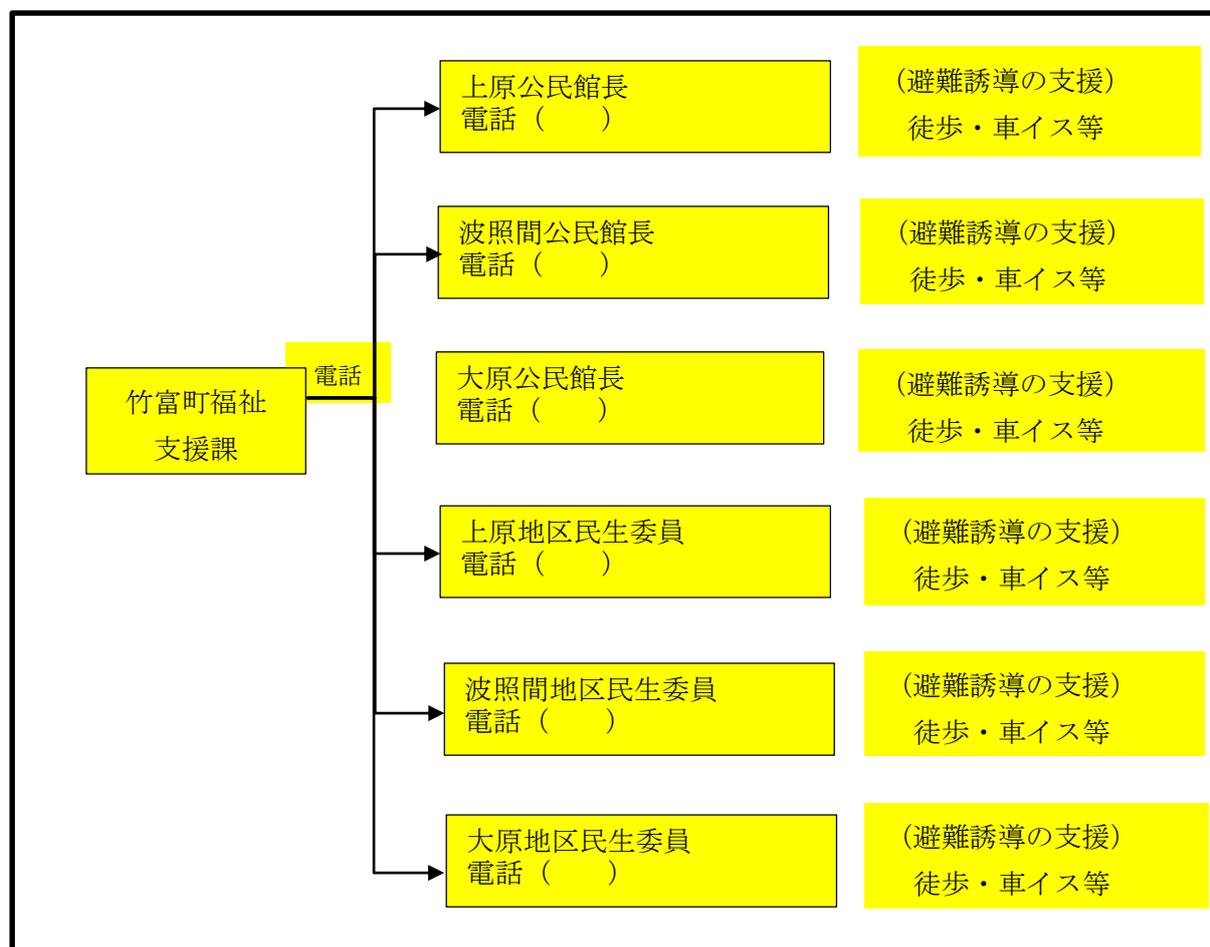
施設名	収容人員	緊急避難場所等	避難方法	誘導者
特別養護老人ホーム 南風見苑	879	上原小学校	原則徒歩 歩行困難者は施設の車両	施設管理者
NPO法人すむずれの会	338	波照間小中 学校	原則徒歩 歩行困難者は施設の車両	施設管理者
共同作業所・スサノの木	776	大原小学校	原則徒歩 歩行困難者は施設の車両	施設管理者

※施設ごとに避難場所を明記する。

(2) 在宅災害時要援護者

在宅の災害時要援護者の支援は、別に定める「竹富町災害時要援護者支援計画」に基づき、各地区の民生委員、児童委員、自治会(公民館)が支援を行うこととなっている。

《連絡系統及び支援体制》



(3) 観光客・旅客等の避難計画は、次のとおりである。

《観光客・旅客の津波避難計画》

施設・ビーチ	対象人口	緊急避難場所等	誘導者
竹富島コンドイビーチ	500 人	竹富小中学校	竹富観光事業者
〃 星砂海岸	400 人	〃	〃
竹富港	50 人	〃	各船舶会社関係者
黒島港		黒島小中学校	〃
黒島仲本海岸		〃	サンマリン事業者
小浜港		小浜小中学校	各船舶会社関係者
細崎港		〃	細崎公民館
はいむるぶしビーチ		〃	ホテル関係従事者
小浜島ライカホテルビーチ		〃	〃
南風見田海岸		児童交流センター	豊原公民館
仲間港		ナーボ山	各船舶会社関係者
仲間川遊覧船乗り場		大富農業用水タンク	川上り事業関係者
由布島水牛乗り場		美原集落高台	由布島観光事業者
由布島		〃	〃
船浦港		船浦中学校	船浦公民館
上原港		テグ・トリ農道	各船舶会社関係者
星砂海岸		住吉公民館周辺	海岸周辺観光事業者
うなり崎公園		〃	住吉公民館
月が浜ビーチ		池村農園	ホテル関係従事者
浦内川上り乗船場		〃	浦内観光事業者
西表漁港		祖納岳・上の村	漁業従事者・漁港管理者
白浜港		白浜神社境内	船浮海運
船浮港		集落裏林道高台	〃
網取海岸		東海大学研究施設裏高台	東海大学関係者
鳩間港		鳩間中森高台	各船舶会社関係者
新城島上地港		新城防災施設屋上	新城公民館
〃 下地港		センター	関係事業者
波照間漁港		波照間小中学校	船会社・波照間観光事業者協会
波照間ニシ浜ビーチ		〃	波照間観光事業者協会
波照間最南端の碑付近		〃	〃
波照間空港		〃	波照間空港管理事務所職員

※施設やビーチなどの地区ごとの避難先を明記する。

第5章 津波対策の教育・啓発

1 津波対策の教育

町は、小中学校の学校教育において、津波避難教育の時間を設定し、津波の知識、避難場所の確認、避難方法等について、児童・生徒に教育を行う。

2 津波防災意識の啓発

町は、町民に対する津波防災意識の啓発として、以下の対策を実施する。

(1) 津波に対する心得

津波避難において、住民等が是非とも認識しておく必要がある「津波に対する心得」は次のとおりである。この心得を絶えず住民等の心に止めておくためには、様々な機会に多様な手段により、津波防災に関する啓発、教育を実施する。

このため、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）に応じて啓発、教育を実施する。

《津波に対する心得》

1	強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
2	地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
3	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
4	津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
5	津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報や津波注意報が解除されるまでは気をゆるめない。

(2) ハザードマップの作成・配布

県が実施した津波シミュレーションの浸水予測図に基づき、津波の到達範囲、緊急避難場所、避難路、津波避難ビルを表示したハザードマップを作成し、全町民に配布する。

また、作成にあたっては、地域ごとにワークショップを開催し、町民への周知を図る。

(3) ホームページの作成

町のホームページにハザードマップ、県が作成した海拔高度図及び津波の知識をまとめた資料を掲載し、津波の知識の周知を図る。

第6章 津波避難訓練の実施

1 総合防災訓練

町は、住民、自主防災組織、関係機関等が参加する総合防災訓練を1年に1回以上開催する。総合防災訓練においては、津波避難を位置づけ、避難行動を検証するものとする。

2 地区の津波避難訓練

各地区の自治会、自主防災組織は、地区の住民が参加する津波避難訓練を実施する。町、消防団は、訓練を実施するよう働きかけ、必要な資機材の提供等を行い、これを支援する。

第7章 施設等の整備

1 標識の整備

町は、県の海拔高度図等を基にして、街角に海拔高度の標識を設置する。また、津波避難ビル・緊急避難場所の施設には、看板等を設置する。

なお、作成にあたっては、県の「海拔表示等にかかるガイドライン」に準じたデザインとなるように留意する。

2 津波避難ビルの選定

町は、避難困難区域周辺にある堅牢な建物を調査し、津波避難ビルとして活用できるように所有者等と協定を締結する。

3 津波避難タワー等の整備

町は、津波避難困難地域に津波避難ビルや高台が存在しない場合は、津波避難タワー等の設置を検討する。

1) 津波避難タワー等の設置が必要な地域として対象とする検討地域

海拔が低く、津波到達予想時間内に所定の避難場所まで到達できないおそれが想定される地域に該当するため。

- ① 黒島・・・島の中心に位置する学校の屋上が避難場所に位置付けされているが、島の各集落から避難場所までにかかる時間が、津波の到達する時間内に避難場所に到達できないおそれがあるため。
- ② 由布島・・・島の海拔が低いことや、観光地として多くの観光客が集中して訪れるため、津波が発生した際の避難対応が困難な地域であるため。

卷末資料

【津波災害時避難場所及び避難施設・津波避難ビル一覧】

《津波襲来時に高台へ避難する時間的余裕がない場合に、津波から身を守るため一時的に避難するための施設》

No.	島名	集落名	施設名称	住所	収容人員 (人)	電話番号
1	竹富島	-	竹富小中学校 屋上	竹富545	622	85-2349
2	黒島	-	黒島小中学校 屋上	黒島1104	571	85-4150
3	小浜島	本集落	小浜小中学校、自宅	小浜2575	-	85-3154
4		細崎	集落入口 高台	-	-	-
5	波照間島	-	波照間小中学校	波照間54	338	85-8453
6	鳩間島	-	鳩間中森 高台	-	-	-
7	西表島	豊原	町立交流センター	南風見162-3	344	85-5529
8		大原	ナーボ山	-	-	-
9		大富	農業用水タンク周辺広場	-	-	-
10		古見	集落裏林道高台・小学校屋上	-	-	-
11		美原	水タンク周辺 高台	-	-	-
12		船浦	船浦中学校	上原870	361	85-6554
13		上原	テダ農道、トマリ農道	-	-	-
14		中野	ウナリの塔前	-	-	-
15		住吉	住吉公民館裏手 高台	-	-	-
16		浦内	池村農園	-	-	-
17		干立	金座山	-	-	-
18		祖納	祖納岳・上の村	-	-	-
19		白浜	白浜神社敷地	-	-	-
20		船浮	トオバル山	-	-	-
21	網取	東海大学研究施設裏 高台	-	-	-	
22	外離島	-	外離島 高台	-	-	-
23	由布島	-	西表宅屋上	-	-	-
24	新城島	上地	新城防災施設 屋上	新城	-	-
25		下地	センター	-	-	-
26	嘉屋真島	-	嘉屋真島 高台	-	-	-

【一時避難所】

《災害時に一時的に避難できる広場、公園、空地など》

No.	島名	集落名	施設名称	住 所	収容人員 (人)	電話番号
1	竹富島		竹富小中学校	竹富546	5,885	85-2349
2	黒島		黒島小中学校	黒島1140	6,286	85-4150
3	小浜島	本集落	小浜小中学校	小浜2575	8,386	85-3154
4		細崎				
5	波照間島		波照間小中学校	波照間54	8,804	85-8453
6	鳩間島		鳩間小中学校	鳩間588	6,155	85-6559
7	西表島	豊原	大原小学校	南風見201-2	10,786	85-5351
8		大原				
9		大富	大原中学校	南風見仲29-2	10,594	85-5352
10		古見	古見小学校	古見88-2	3,473	85-5350
11		美原				
12		船浦	船浦中学校	上原870	10,600	85-6554
13		上原	上原小学校	上原383	12,084	85-6259
14		中野	中野わいわいホール	上原10-578	13,387	-
15		住吉				
16		浦内	浦内活性化施設	上原9-4	3,060	-
17		干立	西表小中学校	西表869	13,126	85-6454
18		祖納				
19		白浜	白浜小学校	西表1499	9,448	85-6359
20		船浮	船浮小中学校	西表2435	6,872	85-6354
21	網取	施設周辺	-	-	-	
22	外離島	-	-	-	-	-
23	由布島	-	観光施設駐車場	-	-	-
24	新城島	上地	新城防災施設	-	-	-
25		下地	センター前	-	-	-
26	嘉屋真島	-	施設周辺	-	-	-

【避難所】

《自然災害等により住居等を失うなど、継続して救助を必要とする住民に対して、宿泊、給食等の生活機能を提供できる施設で学校など》

No.	島名	集落名	施設名称	住所	収容人員 (人)	電話番号
1	竹富島	-	竹富小中学校	竹富546	911	85-2349
2	黒島	-	黒島小中学校	黒島1140	860	85-4150
3	小浜島	本集落	小浜小中学校	小浜2575	1,066	85-3154
4		細崎	小浜構造改善センター	小浜1982-3	99	-
5	波照間島	-	波照間小中学校	波照間54	1,259	85-8453
6	鳩間島	-	鳩間小中学校	鳩間588	577	85-6559
7	西表島	豊原	交流センター	南風見162-3	344	85-5529
8		大原	大原小学校	南風見201-2	776	85-5351
9		大富	大原中学校	南風見仲29-2	869	85-5352
10		古見	古見小学校	古見88-2	622	85-5350
11		美原				
12		船浦	船浦中学校	上原870	883	85-6554
13		上原	上原小学校	上原383	879	85-6259
14		浦内				
15		中野	中野わいわいホール	上原10-578	438	-
16		住吉				
17		干立	西表小中学校	西表869	1,061	85-6454
18		祖納				
19		白浜	白浜小学校	西表1499	730	85-6359
20		船浮	船浮小中学校	西表2435	650	85-6354
21	網取	-	-	-	-	
22	外離島	-	-	-	-	-
23	由布島	-	古見小学校	古見88-2	622	85-5350
24	新城島	上地	新城防災施設	新城		-
25		下地	-	-	-	-
26	嘉屋真島	-	-	-	-	-

【災害時要援護者優先避難所】

《高齢者、体の不自由な方、乳幼児など避難生活に際して何らかの介助を必要とする方を優先的に配置する避難所》

No.	島名	集落名	施設名称	住所	収容人員 (人)	電話番号
1	竹富島	-	竹富小中学校	竹富546	911	85-2349
2	黒島	-	黒島小中学校	黒島1140	860	85-4150
3	小浜島	本集落	小浜ふれあいセンター	小浜		84-6333
4		細崎	小浜構造改善センター	小浜1982-3	99	85-3576
5	波照間島	-	波照間保健センター	波照間2750-1		85-8125
6	鳩間島	-	鳩間小中学校	鳩間588	577	85-6559
7	西表島	豊原	交流センター	南風見162-3	344	85-5529
8		大原	大原小学校	南風見201-2	776	85-5351
9		大富	大原中学校	南風見仲29-2	869	85-5352
10		古見	古見小学校	古見88-2	622	85-5350
11		美原				
12		船浦	船浦中学校	上原870	883	85-6554
13		上原	上原小学校	上原383	879	85-6259
14		浦内				
15		中野	中野わいわいホール	上原10-578	438	-
16		住吉				
17		干立	西表小中学校	西表869	1,061	85-6454
18		祖納				
19		白浜	白浜小学校	西表1499	730	85-6359
20		船浮	船浮小中学校	西表2435	650	85-6354
21	網取	-	-	-	-	
22	外離島	-	-	-	-	-
23	由布島	-	古見小学校	古見88-2	622	85-5350
24	新城島	上地	新城防災施設	新城2		-
25		下地	-	-	-	-
26	嘉屋真島		-	-	-	-

【幼稚園・小学校・中学校・教育関係機関の一覧】

幼稚園

No.	幼稚園	住所	電話番号
1	おおはら幼稚園	南風見 201-8	85-5553
2	うえはら幼稚園	上原 383	85-6754
3	はてるま幼稚園	波照間 8	85-8254

小中学校

1	竹富小中学校	竹富 546	85-2349
2	黒島小中学校	黒島 1140	85-4150
3	小浜小中学校	小浜 2575	85-3154
4	大原小学校	南風見 201-2	85-5351
5	古見小学校	古見 88-2	85-5350
6	上原小学校	上原 383	85-6259
7	西表小中学校	西表 869	85-6454
8	船浮小中学校	西表 2435	85-6354
9	白浜小学校	西表 1499	85-6359
10	波照間小中学校	波照間 54	85-8453

中学校

1	大原中学校	南風見 29-2	85-5352
2	船浦中学校	上原 870	85-6554

教育関係機関

【保育所】

No.	保育所(園)	住所	電話番号
1	竹富保育所	竹富326-1	85-2343
2	黒島保育所	黒島1138-1	85-4139
3	小浜保育所	小浜1923-1	85-3278
4	大富保育所	南風見仲29-41	85-5340
5	上原保育所	上原382	85-6440
6	西表保育所	西表650-1	85-6304
7	波照間保育所	波照間10	85-8314

【福祉施設】

No.	福祉施設	住所	電話番号
1	小浜ふれあいセンター	小浜 60	84-6333
2	波照間保健センター	波照間 2751-1	85-8125
3	特別養護老人ホーム	上原 870-237	85-6911
4	NPO 法人すむずれの会	波照間 2750-1	85-8580
5	共同作業所・スサノの木	南風見 201-79	85-5069

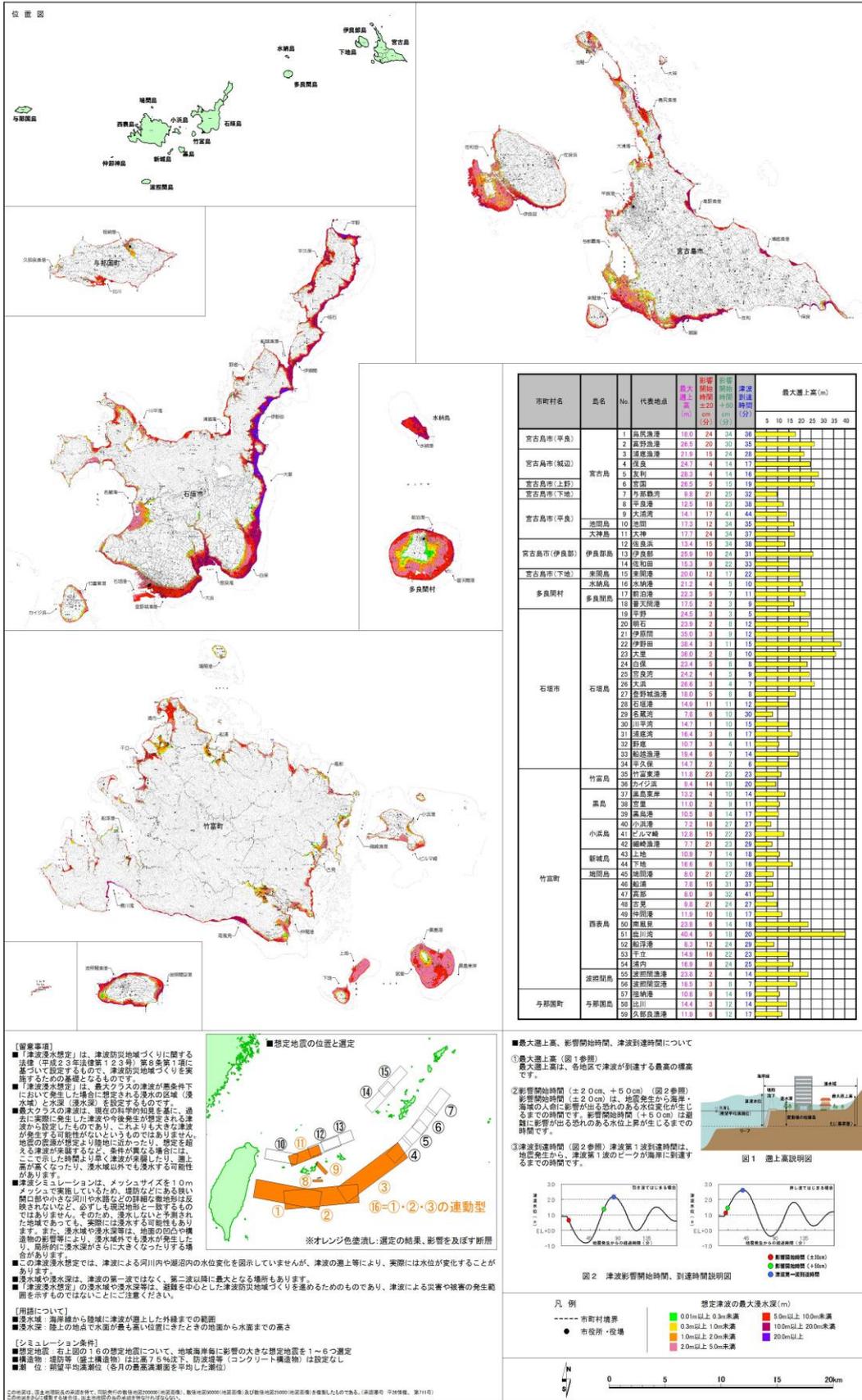
【公民館】

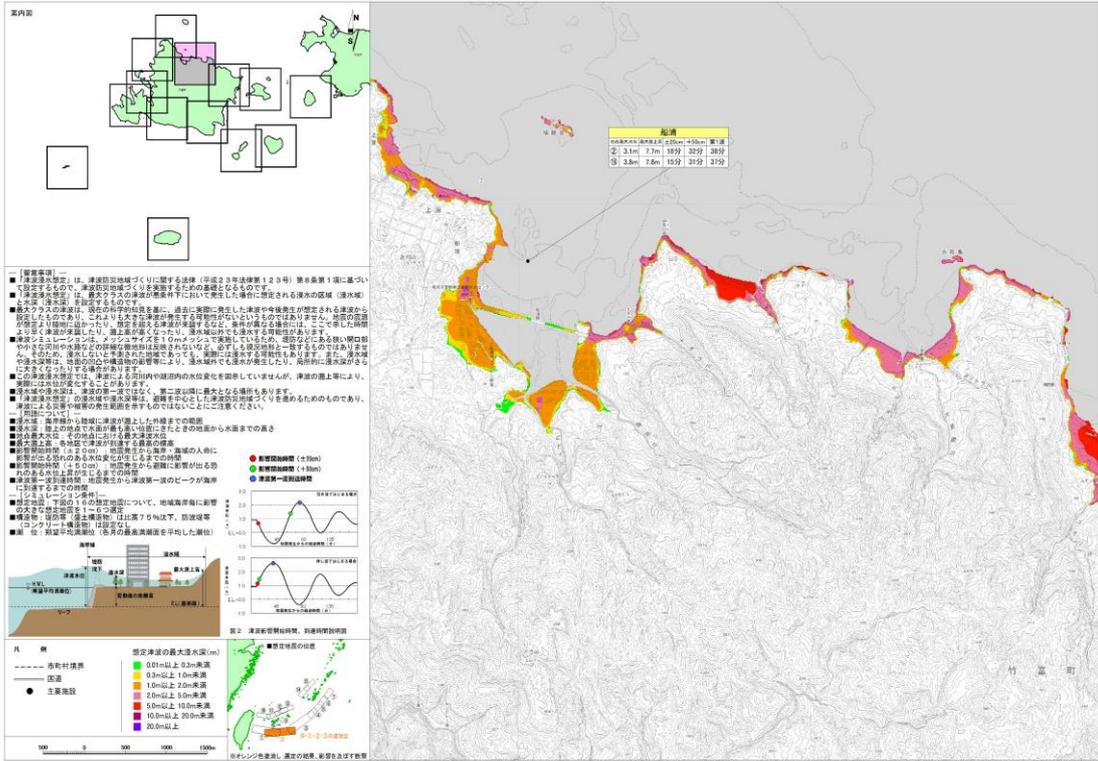
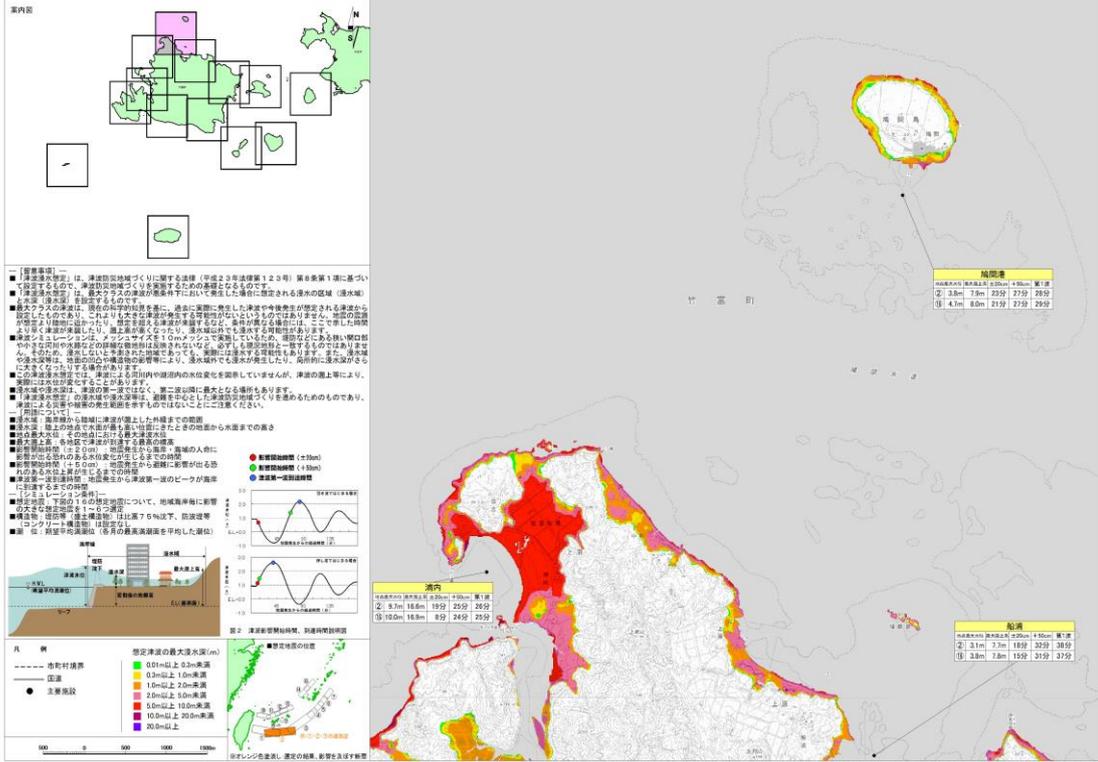
No.	公民館名	住所	電話番号
1	竹富公民館（竹富まちなみ館）	竹富 430	85-2558
2	黒島公民館（黒島伝統芸能館）	黒島 1475	
3	小浜公民館	小浜 62	85-3156
4	細崎公民館（細崎部落集会施設）	小浜 1496-100	
5	波照間公民館（はてるまふれあいセンター）	波照間 62	85-8008
6	新城公民館（新城防災施設）	新城 2	
7	豊原公民館（開拓の里）	南風見 508-35	
8	大原公民館（農村集落多目的集会施設）	南風見 201-143	
9	大富公民館（農村集落多目的集会施設）	南風見仲 29-43	85-5556
10	古見公民館（古見の浦の里）	古見 7-1	
11	美原公民館（美原農作業準備休憩施設）	古見 1051-21	
12	船浦公民館（船浦地区地域活性化施設）	上原 870-239	
13	上原公民館（ういばるデンサー会館）	上原 535-1	
14	中野公民館（中野ちゅらゆな館）	上原 339-18	
15	住吉公民館	上原 195	
16	浦内公民館（浦内地区地域活性化施設）	上原 9-4	
17	干立公民館（農村集落多目的集会施設）	西表 973-3	
18	祖納公民館（自然資源活用型交流施設）	西表 650	
19	白浜公民館（海人の家）	西表 1499-57	85-6119
20	船浮公民館（船浮多目的集会施設）	西表 2435-1	
21	鳩間公民館（鳩間コミュニティセンター）	鳩間 2	

【津波浸水予測図、到達時間、津波の高さ等の予測データ】

津波浸水想定図 宮古・八重山諸島沿岸域【全体図】

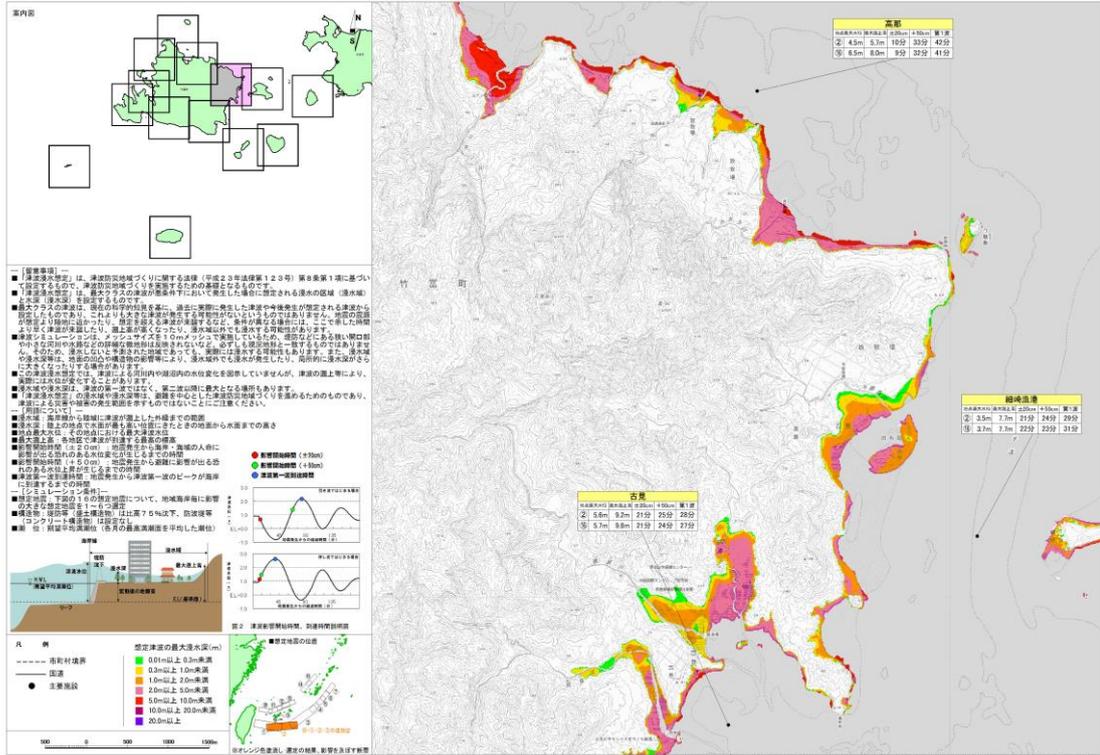
平成27年作成





津波浸水想定図【市町村別図】竹富町(3/14)

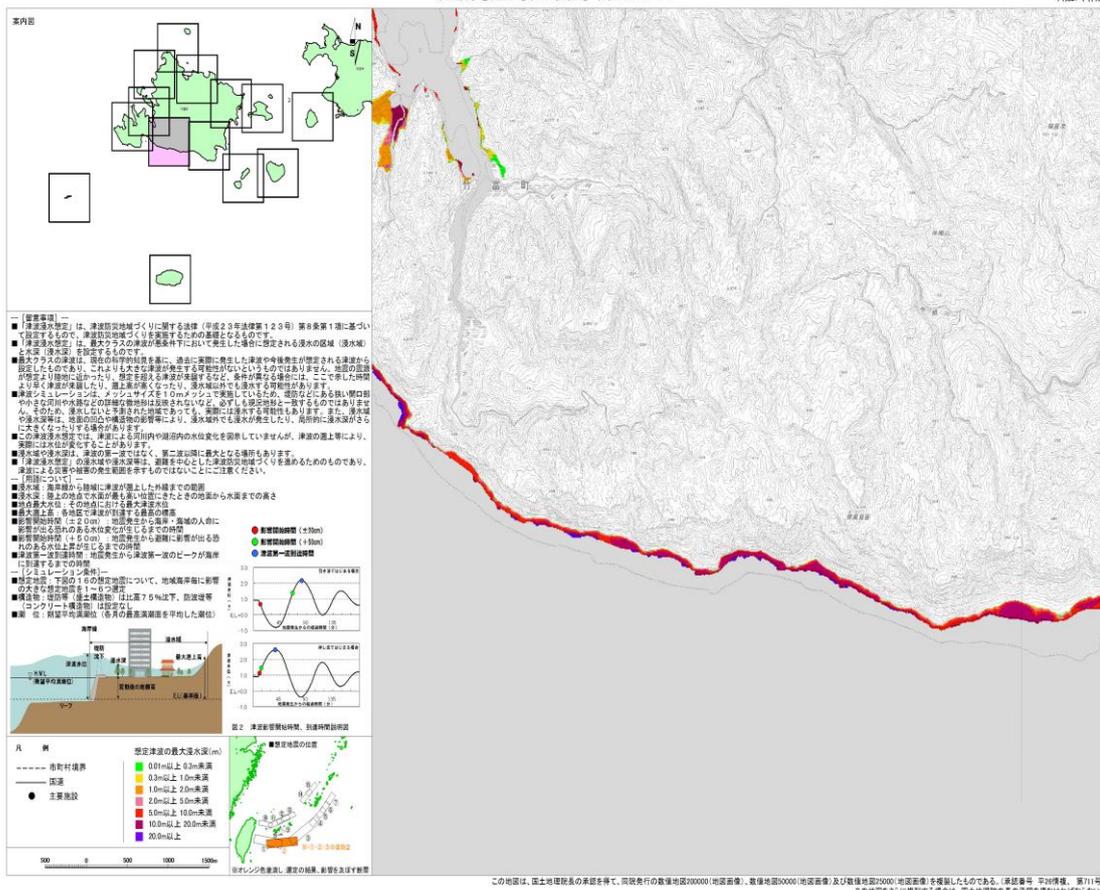
平成27年作成



MY-市-21

津波浸水想定図【市町村別図】竹富町(5/14)

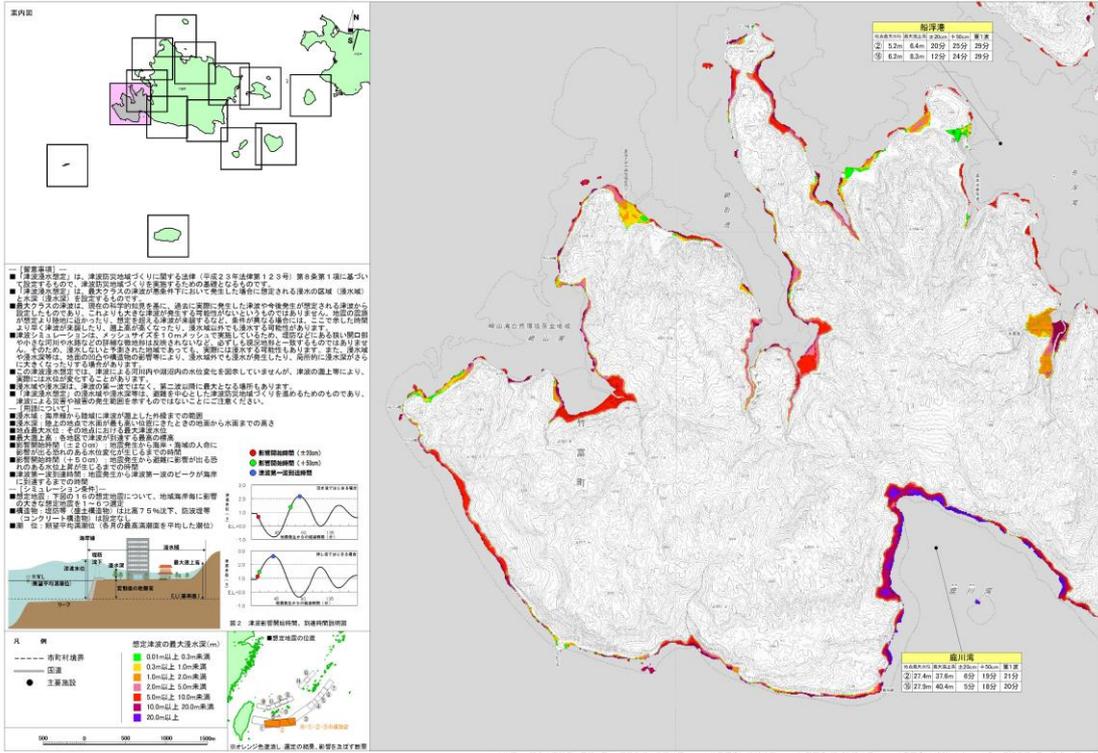
平成27年作成



MY-市-23

津波浸水想定図【市町村別図】竹富町(6/14)

平成27年作成

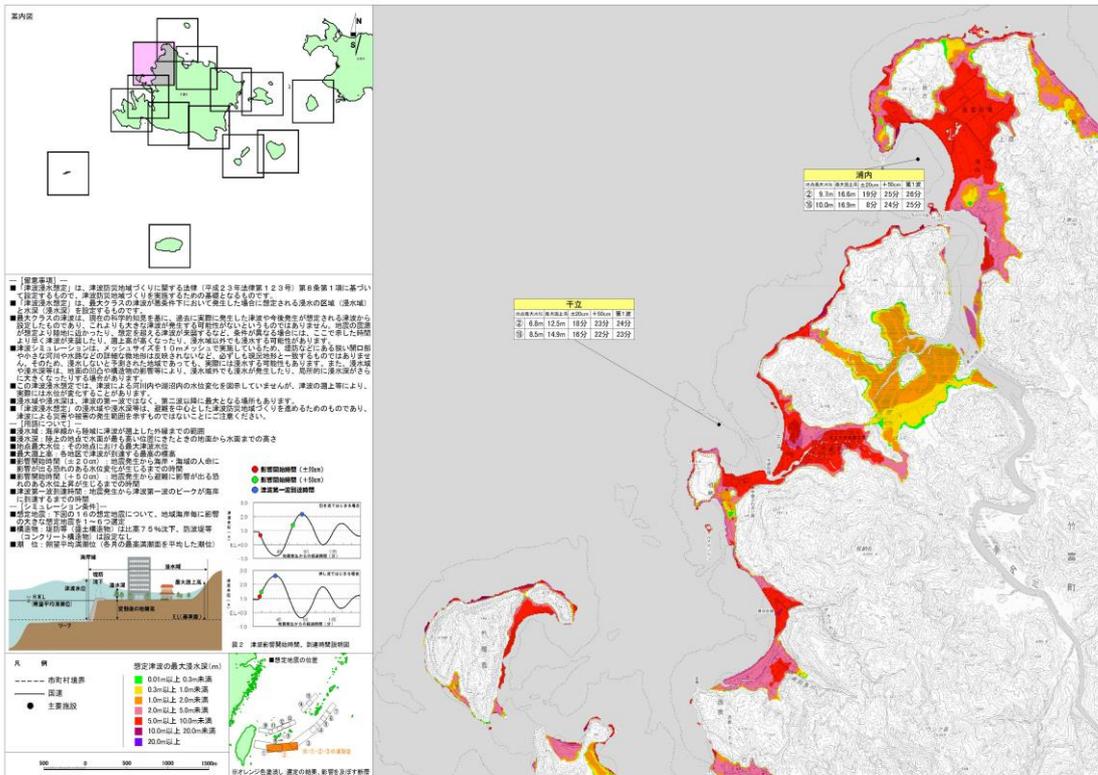


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地形図20000(高度画像)、数値地形図5000(高度画像)及び数値地形図2500(高度画像)を参照したものである。(表記番号 平29種、第71号)
この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

MY-市-24

津波浸水想定図【市町村別図】竹富町(8/14)

平成27年作成

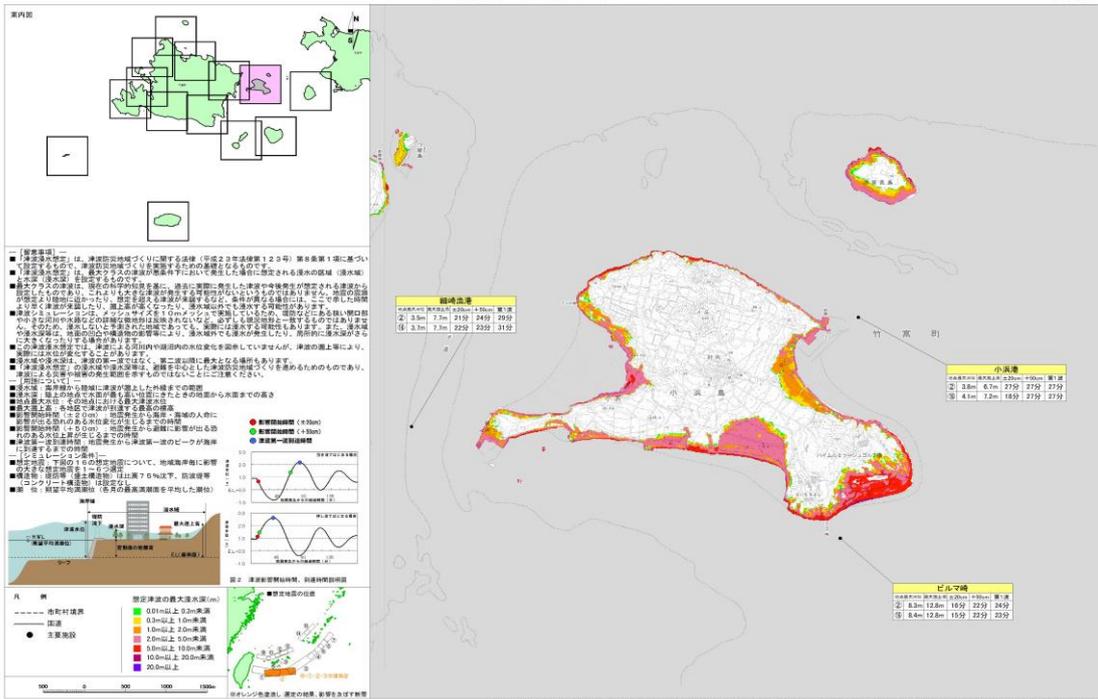


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地形図20000(高度画像)、数値地形図5000(高度画像)及び数値地形図2500(高度画像)を参照したものである。(表記番号 平29種、第71号)
この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

MY-市-26

津波浸水想定図【市町村別図】竹富町(9/14)

平成27年作成

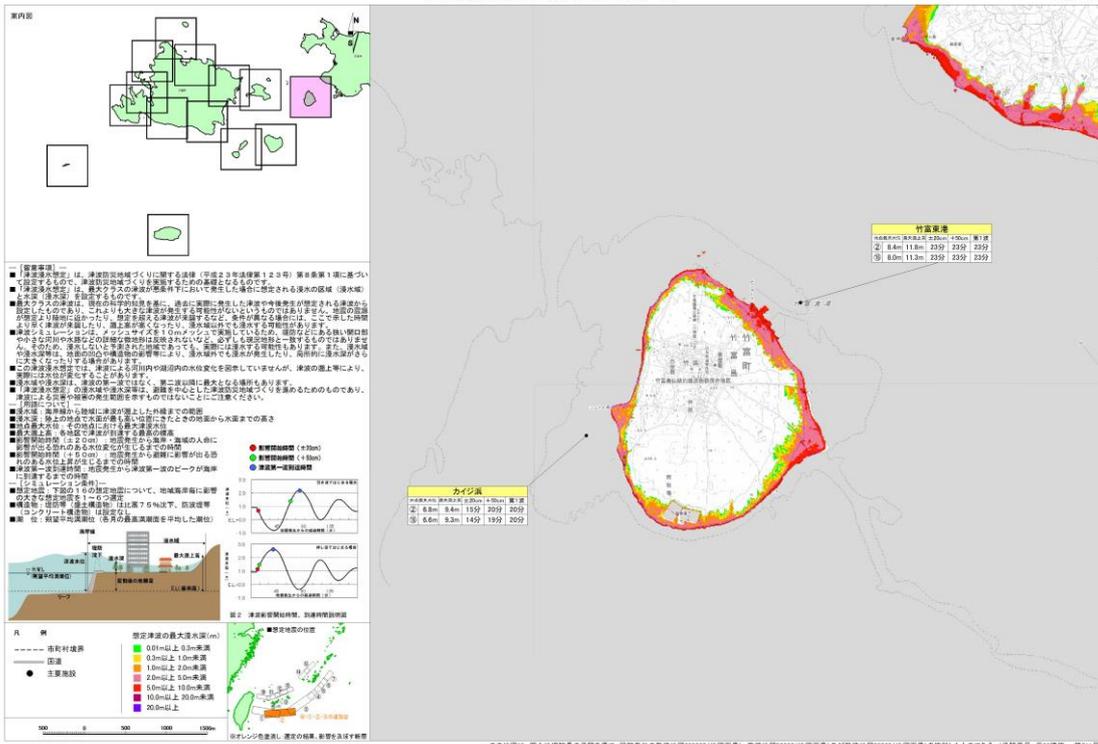


この地図は、国土地理院長の承認を得て、国測院計の数値地図25000(地形画像)、数値地図50000(地況画像)及び数値地形25000(地形画像)を基にしたものである。(測量基準：N1985年、測711号)
この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

MY-市-27

津波浸水想定図【市町村別図】竹富町(10/14)

平成27年作成

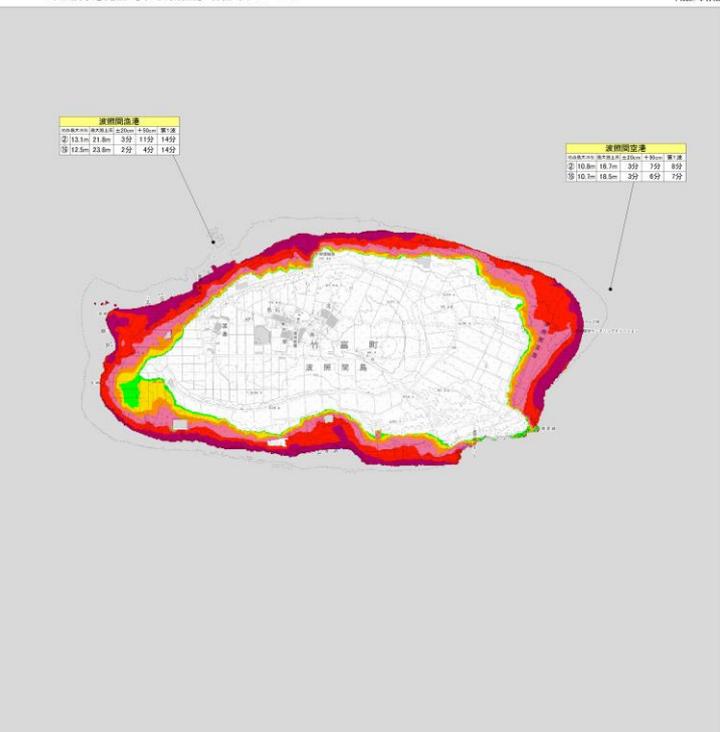
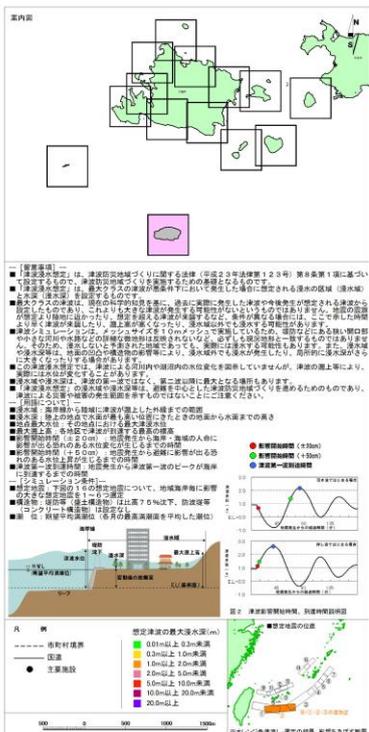


この地図は、国土地理院長の承認を得て、国測院計の数値地図25000(地形画像)、数値地図50000(地況画像)及び数値地形25000(地形画像)を基にしたものである。(測量基準：N1985年、測711号)
この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

MY-市-28

津波浸水想定図【市町村別図】竹富町(13/14)

平成27年作成

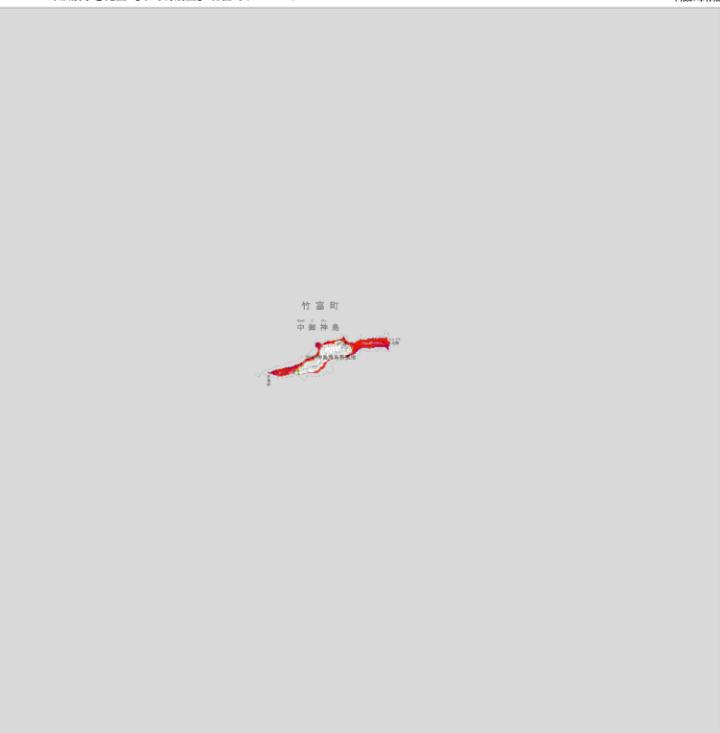
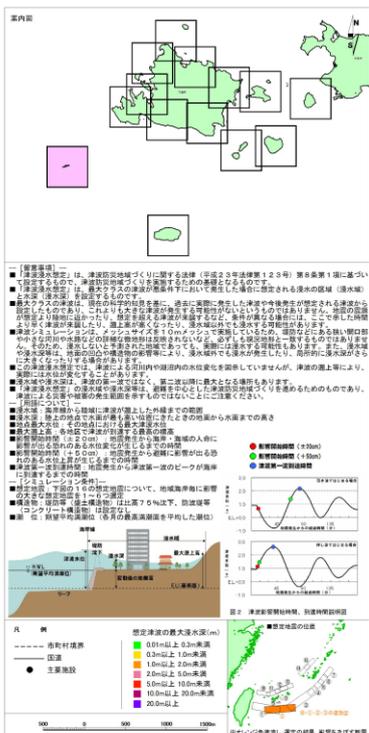


この地図は、国土院提供の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地形画像)、数値地形5000(高度画像)及び数値地形2500(高度画像)を複製したものである。(国院番号 甲2999種、第711号)
この地図をさらに複製する場合は、国土院提供の長の承認を得なければならぬ。

MY-市-31

津波浸水想定図【市町村別図】竹富町(14/14)

平成27年作成



この地図は、国土院提供の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地形画像)、数値地形5000(高度画像)及び数値地形2500(高度画像)を複製したものである。(国院番号 甲2999種、第711号)
この地図をさらに複製する場合は、国土院提供の長の承認を得なければならぬ。

MY-市-32

【非常持出品リスト】

(竹富町防災マップから抜粋)

貴重品

- 現金（小銭を含む） 車や家の鍵 眼鏡、コンタクトレンズなど
銀行の通帳など 健康保険証 身分証明書（運転免許証など）
印鑑 母子健康手帳

情報収集用品

- 携帯電話 携帯ラジオ・予備電池 家族の写真
家族・親戚・知人の連絡先 広域避難地図
筆記用具（ノート、えんぴつなど）

便利品など

- 防災頭巾かヘルメット 懐中電灯 笛やブザー 万能ナイフ
使い捨てカイロ マスク 毛布 ビニール袋
スリッパ アルミ製保温シート 軍手か皮手袋
マッチかライター 給水袋 雨具
レジャーシート 簡易トイレ

清潔・健康のためのもの

- 救急セット 常備薬・持病薬 タオル・トイレットペーパー
着替え（下着を含む） ウエットティッシュ

食品

- 非常食 飲料水

その他

- 紙おむつ 生理用品 粉ミルク・哺乳瓶